

衆第百九十回國會議院

平成二十八年三月二十三日(水曜日)

第百九十九回国会 議院 地方創生に関する特別委員会

<p>八木 哲也君</p> <p>福田 達夫君</p> <p>同日 辞任 宮澤 博行君</p> <p>同日 辞任 安藤 裕君</p> <p>同日 辞任 安藤 裕君</p> <p>補欠選任 安藤 裕君</p> <p>補欠選任 菅家 一郎君</p>
<p>本日の会議に付した案件</p> <p>政府参考人出頭要求に関する件</p> <p>地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五号)</p>
<p>○山本委員長 これより会議を開きます。</p>
<p>この際、石破國務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石破國務大臣。</p>
<p>○石破國務大臣 三月十五日の本委員会における地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由説明におきまして、誤った内容の原稿を読み上げてしまうという、あつてはならない誤りを生じさせてしましました。</p>
<p>このため、問題点を検証し、再発防止に必要な対策をとることが急務であると認識し、三月十六日、牧島大臣政務官を主査とする誤り事案再発防止チームを立ち上げました。</p>
<p>誤り事案再発防止チームでは、誤った手持ち読み上げ原稿が作成されたこと、委員会の場における対応が不十分であつたことという問題点について原因を分析し、昨日、再発防止策を取りまとめ、私が報告がなされました。</p>
<p>この報告書を受け、私から、事務次官以下、内閣府の事務方幹部に対して、ヒューマンエラーを排除するためには、最終的に人の目によるチェックが重要であることを強く認識し、複数人による</p>

号 チェック体制を確立することなどを訓示いたしました。

職員だけでなく、私、福岡副大臣及び牧島大臣政務官も監督責任を痛感しているところを深く反省いたしております。

内閣府のほかの政務三役ともども、今後、二度とこのよつなことが起こらないよう、職責を果たしてまいります。今後、一層の緊張感を持つて審議に臨みたいと考えております。

大変御迷惑をおかけして申しわけありません。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山本委員長　内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長伊藤明子君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長木室徹郎君、内閣府大臣官房審議官中島誠君、内閣府地方創生推進室長佐々木基君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長香取照幸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。篠原豪君。

○篠原(豪)委員　おはようございます。維新的党の篠原豪です。

○山本委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。篠原豪君。

○山本委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

—

きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、これまで企業版ふるさと納税について多くを伺つてまいりました。その中で感じたことですけれども、やはり地方自治体がどんなにアピールをして頑張ろうとしても、肝心の企業側に、寄附する、そういう気がなければ、何も始まらないんだろうということです。

大臣は、先週の私とのやりとりで、企業版ふるさと納税によって寄附が増加しますかといった質問に対しまして、これはやつてみなければわからぬといつたことを御答弁されております。これは、ふえないとする意味がないというふうに思いますが、少し驚きの答弁でございまして、これについては、正直、ふえていくんだろうという答弁があるのかなというふうに思っていました。

また 地域再生法の支援措置の中には活用されていないものが多いというのは、私だけじゃなくていろいろな委員がこの間の質疑でお話しさせていただきました。

この企業版のとおり納税すれば、やがてみなければわからないのであれば、活用されていない支援措置の仲間入りをまたしていつてしまうんじゃないのか、これはやはりあつてはならないことだらうというふうに思っています。そうであるならば、今回の法改正にしつかりとした意味がないわけないというふうに思っています。

そこで、まずお伺いいたしますけれども、政府は今回の制度設計に当たつて企業に対する二ーズ調査を実施したのでしょうか。また、実施しているのであれば、その結果についてお教えいただければと思います。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

今回の地方創生応援税制の制度設計に当たりましては、経済三団体に御協力をいただきまして、企業にアンケート調査を行つて、この税制が創設された場合の企業の考え方を伺つたところですが、

ましては、地方の活性化に積極的に貢献をしていきたいですか、あるいは、応援すべき取り組みがあれば寄附することが考えられる。また、どのような地方公共団体への寄附を検討するのかにつきましては、創業地あるいはグループ関連会社の工場あるいは事業所が所在する地域あるいは自社のビジネスと関連のある事業を行う地方公共団体。さらには、制度の活用によりどのようなメリットがあると感じるのかという問い合わせにつきましては、地方創生に貢献する企業としてPRすることができる、子育て支援の活性化が自社事業に直接的にメリットをもたらす等々の御回答をいただいているところです。

○篠原(豪)委員　一ノ二三調査をしていただいていたということには少し安心しました。やはり、寄附したい、そして地方自治体の取り組みを支援したいということを企業がある程度つかんでいるならば、それは大事なことだと思います。

その中で、例えばNPOへの寄附などが減少するのではないかとか、寄附をきっかけとして企業と地域の間で懸念が起きるのではないかといった懸念も解決しなければいけないと思います。その調査では、寄附の見返りとして経済的利益を与えないよう規制することが前提だということなどを伝わっているのかということを、これは通告していいないので、わかる範囲で教えていただければと思います。

○末宗政府参考人　お答えいたします。

その調査をいたしました時点では、先ほど申し上げたような、どういう団体への寄附だとか、どういう分野だとかというようなところの御回答が多くつたんですが、その他お気づきになる点があれば何でもというような形でも調査をいたしましたけれども、その中で、見返りの禁止などに関するような点についての御意見は特段なかつたと思ひます。NPOについての御意見も、特段、その中にはございませんでした。

やはり、この辺がこれから気になつてくるところだといふふうに思いますので、後ほど少し触れさせていただきたいと思いますけれども、新しい制度をつくるときには、当事者からニーズをよく聞いて、さまざまなか Ames を想定して、可能な限りしっかりと制度設計をしていただくということが大事だと思います。ここまでで質疑を通じて、それが果たして本当にできているのかということが気になるところだと思つています。

また、改訂版の総合戦略においては、企業ふるさと納税について、KPI の設定が、重要業績評価指標ですけれども、されていないということになりました。その一方で、改訂版総合戦略では、効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の施策は採用しない、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになつていなければならぬとしています。

これは、矛盾しているのかしていないかといふことが気になりますので、この点を踏まえて、できるだけ早く KPI を設定する必要があると思います。また、KPI として設定をするのであれば、どのような指標が大事になつてくるといふふうに考えていらっしゃるか、政府のお考えを伺います。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

この企業版ふるさと納税制度につきましては、対象が、雇用の創出・移住・定住・働き方改革、まちづくりなど、地方創生の事業全般に及んでいるところでございます。それぞれの地方公共団体がそれぞれのさまざまな地域課題に応じて、自発的、主体的にどの事業を中心取り組むのかといふ形で制度設計をしていくところでございます。

地方公共団体といったしましては、地方創生応援税制を使うに当たっては効果の高い事業を対象とすることとしておりますので、その事業ごとに KPI を設定し、PDC A サイクルを整備していくなどということになつております。これを通じて、地方版総合戦略の目標設定、目標達成に取り

組んでいただきたいと考えているところでございます。
以上申し上げましたとおり、この応援税制は、
地方の自主性、主体性を尊重して、多種多様な事
業を対象として、施策横断的に活用されるとい
うものになつてござりますので、国としてあらかじ
め画一的、統一的なKPIを設定するというの
は、なじみにくいと考えているところでござ
ります。○篠原委員 やはり、今の御答弁を聞いてい
て矛盾を感じるのが、地方自治体には、この寄附
活用事業によって寄附があるかがやつてみなけれ
ばわからなくとも、KPIを設定しなさいと。一方で、國は、KPIを設定したい、あるいは、い
ずれ、地方版総合戦略が出てからじゃないとKPI
を設定しないと言ふかわかりませんけれども、
やはり国は、地方に求める以上、國もしつかりと
やつていかなければいけないんだろうというふう
に思います。
今、PDCASAIKURU、KPIは大事だとい
うのはそれはそのとおりなんですが、果たして國が
どうしていくのかということが課題として残つて
いるというふうに思つていますし、きつとやつ
ていただきたいと考へています。
次に、これもこれまでの質疑でお話しさせて
いたいたことでもありますけれども、企業版ふる
さと納稅の懸念事項の一つに、この納稅の創設に
よつてNPO等への寄附が減少するのではないか
という点があります。
これは先週の最後の質問のところで申し上げた
ことなんですが、この企業版ふるさと納稅の優遇
措置が強力過ぎると、自治体間で寄附を奪い合
うといふか、一生懸命競い合つて努力するんだ
と思ふますけれども、そのときに、NPO法人等へ
の寄附も奪つてしまうのではないかという懸念が
あります。
地方自治体が強い税制優遇措置をアピールして
寄附を募ると、これまで例えれば日本赤十字である
とか認定NPO法人であるとか公益法人などへ寄
附していた企業も、この企業版ふるさと納稅の方
面で申しますと、このところではないかとい
ります。

が税制優遇措置があるから税制優遇されるし、地方創生にも貢献できるという理由で、こういった従来型の法人への寄附を地方自治体への寄附に振りかえていく可能性があるんじゃないかなと思います。仮にそうなれば、認定NPO法人、公益法人にとつては死活問題になつていくんだろうというふうに思います。

検証してみなければいけないことだと思つていま
す。

で、そちらのお話をさせていただきたいと思います。すけれども、内閣府令で、地域再生法施行規則において、地方公共団体が法人に対して、寄附を行おうとの代償として経済的な利益を供与することを禁止するというふうに書こうと思っていました。うふうに前回御答弁されていました。

実際の改正案には、この防止のための地方自治体に関する行為規制を内閣府令で定めなさいといふ具体的な委任規定が見当たりません。現行法の

○末宗政府参考人 お答えいたします。
現行の内閣府令につきまして、地方公共団体が
何らかの行為をしてはならないと規定している例
がないか、これを検索したところ、該当するもの
は存在しませんでした。

具体的な事例がなかつたところでござります
し、地方分権の觀点からついては、所管ではな
ざいませんので、お答えすることは差し控えたい
と思います。

は地方創生にとって決してプラスにならないといふことは、今まで、この間質疑を通じて石破大臣も、NPOの役割に対してはいろいろと期待するところが大きいし、地域の声をしっかりと吸い上げてやつていくときには必要なんだろう、そのときに重大なプレーヤーだということをおっしゃっています。

そうすると、よほど魅力的な総合戦略があって、それに企業が呼応するということですから、制度の趣旨がそもそも異なるNPOに対する寄附と重複するとは私はちょっとと考えていらないんですけど。

ですから、検証はします。そのことに本当に仮に仮に因果関係があつたとして、NPOから企業版ふるさと納税

三十七条に「この法律の実施に関する必要な事項は、内閣府令で定める。」との包括的な委任規定があるだけだというふうに理解しています。

そこで、改めて伺いますけれども、今回の改正案に、自治体に対する行為規制について具体的に内閣府令に委任している規定がありますでしょうか。これは、時間がないので、あるかないかだけ

○鷹原(豪)委員 本来 ここは 自治体への行為規制を法律で定めるか、法律の具体的な委任に基づいて政令で定めるかが筋だというふうに思っています。

では、どうすればよかつたかということなんですが、具体的な委任規定がないならば、モラルハザードの防止を内閣府令で規定しなくとも法律上

これについて、先週大臣にお伺いしたところ、個人版ふるさと納税ではNPO法人に対する寄附が減つたかといえば、数字を見ると必ずしもそうではない、そして、そうは言つても、よく検証していくべきたいというふうに御答弁いただきました。検証するのはやはりいいことだと思います。ただ、本当に重要なのは、検証した後それをどうするかだというふうに考えております。

るさと納税に対する振りかえみたなものがあつたとすれば、それは問題なんでしょう。ただ、今このところそういうことは想定もしていないし、企業にもそういうところはよく御理解をいただきたいと思っております。

○篠原(憲)委員 これをなぜ伺つたかといえば、実際にそういうふうになつてしまつた場合には、法人にとつては、NPOにとつては死活問題で

○末宗政府参考人 お答えいたします。
私どもが今度内閣府令に書こうとしておりますのは、地域再生法三十七条の規定がござりますので、この規定に基づいて設けることを考えております。(篠原(豪)委員「包括的な委任ですよね」と呼ぶ)三十七条が委任規定というふうでござるが、先ずす。

問題ないということになりますと、調べてみて、定めなくても法律上はもしかしたら問題ないのかかもしれません、実態の形としてはそれでいいのかということになります。

もう一つ、企業版あるさと納税をやつてみて、例えば、余り活用されなくて、企業版あるさと納税が活用されていないのは内閣府令に経済的利益を与える行為を禁止する規定があるからだと政府が言つて、この規定を削除することになりました。

が、結果、NPO法人や公益法人への寄附が大幅に減つてくるとなつた場合に、例えば、この優遇措置を引き下げたり、あるいは制度自体をやめるといったことも視野に今入れてはいるかどうか、大臣に伺います。

今、法施行後五年以内の見直しが規定されているんですけれども、通常、このような規定では、五年以内といつても前倒しで見直されることはほとんどないというふうに聞いています。この制度は三十一年度までの时限措置であることもあつて、

○簡便な委員 そこは包括的な委任規定であります。そして、具体的な委任規定はありません。
そうなると疑問なのが、法律による具体的な委任がないのに内閣府令で地方自治体の行為を規制する、そういうふたつの規定を設けていいのかということになります。これが認めると地方自治体の行為

かして、この規定を削除するということを假に起きたとします。これは法律の話ですから。そのときに、これは絶対ない話だとは思えないんですねけれども、この内閣府令の規定の削除については国会の議決や閣議決定が必要となるのかどうか、これはあるなしだけで結構でござります、お教え

○石破国務大臣 これは、制度そのものか違つたものですし、これをやることによって、当たり前の話ですけれども、N.P.O.からいうような企業版あるさと納税に行くことを当然意図しているものではございません。そのようなことを考えて、いるわけではないんです。

いうことが起きてくる議論なのかもしません。その延長も含めて五年後に見直すかどうかとて、それではやはり遅いということで、今申し上げましたように、経営に行き詰まるようなNPOが出てくるのであれば、毎年度、寄附の動向をしっかりと公表していくだけで、因果関係も、やつと思えばいろいろ出てくるでしょうから、やつていただきたいというふうに考えております。

を規制する内閣府令や省令がどんどんできてしまふんじやないかということで、地方分権を所管している内閣府がこれを率先してやつてしまつているのかなということが二点目に気になります。そこで、現行の内閣府令で、法律の具体的な委任がないのに地方公共団体の何らかの行為を禁止した事例があるのかと、これが地方分権の法制的な観点から望ましい形かということについて、簡単にお答えいただければと思います。

○末宗政府参考人 お答えいたします。
くござい。
まず、第一点目でございますけれども、この応
援税制の創設に当たりましては、地方六団体か
ら、モラルハザードを招かないようにするべきと
の御意見をいただいておりましたので、これにつ
いては何らか規定をしてなければいけないと考えた
ところでござります。

地域再生法につきましては、地域再生を総合的

○末宗政府参考人 お答えいたします。

かつ効果的に推進することを目的とする法律でございますので、他の地域再生の諸制度がございましょうけれども、その規定ぶりとの整合をとつた結果、今回の方公共団体の特定の行為を禁止する規定は内閣府令で定めるということとし、その根拠規定を地域再生法第三十七条の委任規定に基づいて規定をしたところでございます。

第二点目でございますけれども、地方創生応援税制、これは、この後、制度が成立いたしますれば、経済的利益の供与を禁止する前提で十分な周知を図つて企業からの寄附を求めていこうとしているところでございますので、御指摘の内閣府の規定を削除することを今の時点で想定してございませんので、その点についてはお答えすることを差し控えたいと存じます。

○篠原(豪)委員 きょう、何を申し上げたかったかといえば、我々がこの法案をこのままの形で認めるということは、企業版ふるさと納税の運用の中でも重要なモラルハザードの防止について規定定するかしないか、その内容をどうするか、規定されたものを削除するかしないかも含めて、全部政府に白紙委任することを意味します。将来どんな政府ができるかわかりませんので、石破大臣はしっかりとやつていただけるというふうに思つておりますけれども、こういつた懸念が残るのであれば、やはり一定の縛りをかけていくという必要があつたんじやないかと思つています。

そこで、最後に、寄附の代償として経済的利益を与える行為であつて政令で定めることをしてはならないなど、具体的な委任規定を改正案に入れべきだつたのじやないかと思いますが、その点をお伺いして、私の質問を終わらせていただきま

す。
○石破国務大臣 それは、担保たり得るかどうかということです。

政令等々に委ねているところが多いのは政府の恣意を招くのではないかという議論はずつと昔からある話でありまして、これは具体的に歯どめになり得るか、担保になり得るかということ、私

は、なると思っています。根拠規定が三十七条といふにあると思うわけでございますから、私はそういうものだと思っておりますし、どんな内閣になるうとその運用には気をつけねばならない、そのためきょうの質疑もあったのだというふうに思つてあります。

一言申し上げれば、企業版ふるさと納税を行うことによつてNPOが裨益することもあるのではなかつて、NPOの活動がエンカラージされるということとも、それは想定されるとしてございまして、いずれにしても、NPOを初め地域を担う方々がさらに強力に活動を展開していくただけるよう努めてまいります。

○篠原(豪)委員 ありがとうございました。

○山本委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民主・維新・無所属クラブの宮崎岳志でございます。

民主党も今週でおしまいということになります。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

○宮崎(岳)委員 次に、宮崎岳志君。

かかる人が恐らく十人以上いたということです。しかも、何日かにわたつて行われたにもかかわらず、一日ですかね、二日間ぐらいだと思いま

すが、行われたにもかかわらず、誰もこれに気づかなかつたと。そして、当日、読み上げをしてい

る最中に、誤つているということに気づいたのに、誰も止めようしなかつたといふことは、かなり深刻な問題だうといふに思ひます。

そして、これは与党の筆頭理事にお願いをして過去の先例を調べていただきましたが、憲政史上、このような例は、前回一回あつたきりだといふことになります。昭和四十六年十一月五日、佐藤栄作内閣、発言者は福田赳氏外務大臣であります。内容は日米協定であります、本会議。

それで、きょう、お孫さんもこの席にいらっしゃるのかな、委員でいらっしゃると思ひますけれども、福田外務大臣が日米協定の趣旨説明について誤つたものを本会議で読んだ、こういう例がありますが、私もこの年、まだ一歳でございま

すが、担当政務のことについては必ずしも表記してあるわけではないとふうに思つております。冒頭、御発言もございましたが、大臣そのものの責任というのはもちろんありますが、そこには、内閣を担当する主任の大臣は内閣総理大臣であろうかと思うんですが、こういつた方を初めとしてそれぞれの官房、あるいは内閣府を担当する内閣総理大臣、あるいは内閣官房長官を初めとするそれぞれの監督責任のある大臣、また副大臣、政務官等の責任も免れないことと思います。この責任について一言お考え方をお示しください。よろしくお願いします。

○石破国務大臣 冒頭の発言で申し上げましたとおり、それはもう事務方の責任であつて俺たちは知らないというようなことを申し上げるつもりは全くございません。

いろいろな理由がございまして、私自身、もう長くこの仕事をやつていますし、大臣も何度もやりましたが、このようなことは初めてであります。

やはり、ここで読んでおつて、同じ法律の改正案なのですから、書き出しがほとんど一緒なものです。私も途中で、これはおかしいねと思うわけです。ですが、当たり前の話。ただ、幾重にもチェックを経ているものが間違はずはない、これは自分が何か誤っているのだという、一種の安全神話みたいなものにとらわれたのは、これはもう全てにかかつて私の責任であります。幾重にもおわび申し上げる次第であります。

このことは、今も福田赳氏外務大臣のお話がございました。先例が全くないわけではないのです。が、委員会においては憲政史上初めてということがあります。ほかの事例もよく見まして、対応はやっていかねばならないと思つております。

だから私は人のせいにするつもりは全くなくて、いざれにしろ、私はそこで気づいていたわけですから、安全神話にとらわれることなく、そこで発言を中止して、委員長の御許可をいただい

て、そこで対応すべきであったことは深く反省をいたしております。ほかの事例等々も検証いたしまして、適切に対応したいと考えております。

○宮崎(岳)委員 準みません、質問の趣旨がちよつと伝わっていなかつたようあります。

大臣については既に陳謝をいただきました。それは十分こちらも認識しております。しかし、内閣官房あるいは内閣府ということがありますと、内閣総理大臣初めそれぞれの御担当の大臣も共同して監督責任を負うということかと思います。また、副大臣、政務官という方も監督責任を負うということかと思います。そういうことを含めて、全体としての発言を一言いただきたいということで、冒頭でも発言いたしましたが、重ねての確認ということでお願いいたします。

○石破国務大臣 これは、御指摘のとおり、内閣府の長は内閣総理大臣でございます。また、官房長官も当然かかわってくるわけだと思います。したがいまして、それは、監督責任という意味でいえばそうだと思いますが、これは過去の例も含めて申し上げたのは、それもあわせて申し上げたつもりでございます。

要は、責任というのは何であるかということを考えたときに、それは結果責任というものもござります。ただし、その監督し得る状況にあつたかどうかなどいろいろなこともあります。別に裁判ではありますんで、そこを微に入り細にわたつて検証するつもりも私はございませんが、過去の例もあわせて検討したい。

ただ、これは私がきちんととしていればよかつただけの話でありまして、そこは私自身が負うべきものが大きいなどいふうに思つてはいるところでございます。

○宮崎(岳)委員 わかりました。これは改めてお願いでございましたが、

今、世間で報道では、おどり、緩み、たるみというような言葉もたびたび見られるようになつてしまひました。これは、私ども野党が緊張感を持

たせることができないような国会情勢をつくり出

してしまったという責任もあるといふうに思つております。

今後、文化庁移転協議会において、これはまだ仮称でございますが、具体的な移転の内容等について検討を行い、八月末までに結論を得ることとしておりますが、現段階では、移転の人数規模をお示しすることは困難であります。

○宮崎(岳)委員 機能というのは人間に付随するものでありますから、それは、そんなことを言つたら、機能だけ移りました、人間は一人もや

といふうに思つております。

続きまして、法案についての質問でございますが、それに関連をして、昨日発表されました政府関係機関の地方移転についてお伺いをしたいといふうに思います。

昨日の発表によりますと、文化庁については京都に移転をする、消費者庁及び総務省統計局については八月までに移転の是非について検討する、その他については基本的に移転はしないで現地機関の体制整備等で対応する、こういう話であろうかと思います。

まず伺います。

文化庁の移転について、これは、私は常々心配していることは、これまでの委員会でもたびたび申し上げました、移転をするすると言つて、するする詐欺のようなことになつてはいなか、こういう話であります。特に、研究機関、研修機関についてはそういう面が見られるんじやないか。今まで文化庁の移転ということはお決めになつたわけですが、一方で、多分、いろいろなところで反対論はあるんだと思います。

そういつたことについて、今、文化庁の定員は二百三十三人だというふうに考えておりますが、このうちどの程度が京都に常駐するのか、あるいは東京にはどの程度残すのか、あるいは、今後どのようなスケジュール感で移転を進めるのかといふことについて、お示しを願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○義家副大臣 お答えいたします。

昨日決定された政府機関移転基本方針を踏まえれば、文化庁につきましては、京都への移転の意義が大きいという一方で、外交関係や国会対応の業務、関係省庁との調整等々が必要な政策の企画立案業務の事務について、現在と同等以上の機能を發揮するため、東京での事務体制を確保する必

かなければならぬし、外務省とも連携していかなければなりませんし、もちろん文部科学省との連携もさらに強化していくなければならないといふ意味で、人数ありきでというよりも機能ありきで、しっかりと責任を持つて議論してまいりたい

ことだつて言えてしまうわけであります。

そもそも、人数ありきではなく機能ありきといふのは、これまで、研究機関、研修機関の移転の際にも大変多用された言葉であります。はつきり言えば、人数が移せなかつた場合の言いわけとして使われるケースの方が多いように私は認識しております。ですから、伺つたわけであります。

これはあれですか、少なくとも半数以上は行くことによつてどのような体制強化やあるいは連携強化というものができていくかは、今後の検討になつていくと考えております。

ちなみに、現在、定員は二百三十三名であります。非常勤百名、それから大学の研究者や地方からの出向者を含めて現員で三百六十三名で回しているところであります。これが京都に移転することによつてどのようない体制強化やあるいは連携強化というものができていくかは、今後検討になつていくと考えております。

○宮崎(岳)委員 私は、何も一人一人細かい数字を挙げると言つてゐるのではないです。ただ、その全体の規模感というものを伺いたいということです。

○義家副大臣 この場での明言はできません。

○宮崎(岳)委員 半数以上行くことが明言できないという、私は大変残念に思います。

全面移転ですよ。全面移転をして、定員でいえば二百三十三人、先ほど言つた非常勤の方等を含めれば三百六十三人という御説明でありますけれども、この半分の人間が移転するかどうかをこの場で明言できないというのとは、これは質問通告も詳細に出しているものですから、少々これは問題なのではないか。

○宮崎(岳)委員 そういうのは、過去のさまざまな移転計画が骨抜きに終わつてきた、そういう歴史を踏まえて私は言つてはいるわけであります。かつ、京都でこれら補欠選挙も行われるわけですね。その選挙の前にも終わつた八月になつて、やはりこの程度でしとつうようなことにならぬとも限らない、わざやつてはいるとは思いませんけれども、結果的

第二類第九号 地方創生に関する特別委員会議録第七号 平成二十八年三月二十三日

にそういうことだつてないとは限らないといふふうに疑うのは普通の感覚ではないかといふふうに思つんですね。

文化庁がそういう御説明をできないということありますと、例えば消費者庁が今移転に向けた検証を行つてゐるということあります。ことし八月までに結論を出すということだと思いますが。定員が三百九人おります。そのうち何人程度を移転するということをシミュレーションして検証を進めているのか。もちろん、これは未定のこととでありますから、当然、最終的にどうなるかはわかりません。しかし、どの程度の移転を行うのかといふことを最初にある程度想定しなければ、検証もできないわけでありまして、シミュレーションもできない、そういうことだと思います。

今、消費者庁についてはどの程度の規模で移転の検証を進めているのかといふことについてお伺いできますでしょうか。

○酒井大臣政務官 お答えを申し上げます。

今委員からお話し下さいましたように、どの程度の人数を移転させるシミュレーションでいうお話をとその検証という御質問でござりますけれども、現実には、今、何人といふことは申し上げられません。その上で、さまざま機能の移転といふのを考えいかなければならぬといふふうに思ひます。

その意味で検証を行つていくことになりますけれども、御承知のとおり、徳島への移転の提案については、この十三日から十七日まで、消費者庁長官を含めて、実は、職員十人が試行的に滞在して業務を行つたところでございます。

今回のその試行を踏まえて課題を整理して、それを踏まえた上で、夏には第二弾を試行していくふうといふふうに思つております。長い規模でやつていこうといふふうに思つております。

引き続いて、七月以降にもその試行と検証を行つて、消費者庁の機能の確保や向上がる図れるといつた観点から、先ほどちよとお話をございま

したけれども、八月までに結論を出していきたいふうに考えておりますので、御理解を賜りたいふうにお願い申します。

○宮崎(岳)委員 これもやはりちょっとよくわからぬ話でありまして、最大でどの程度の規模の移転をするのかということを想定しなければ、検証自体ができないではないかといふふうに思ひます。これが、支社をつくるとかといふことであります。これが、支社をつくるとかといふことをやつて、例えばその出先に三十人規模のものをやるのか、五十人規模のものをやるのかといふようなことによつて変わつてることかと思います。

さまざまな実験等を取り組んでいらっしゃると思うんですが、例えば、最大でいえば九割は移転するんだ、しかし、結論とすればゼロかもわからない、これは検証ですからゼロかもわからないことだと思います。しかし、そういう規模感を全くなしに検証といふのは行うものなんでしょうか。私はそこが疑問なのであります。

もう一度、最大でどの程度だということについては、もちろん、詳細に何人かといふことを聞くつもりはありませんけれども、その規模感についてはもう一度御説明願えませんか。

○酒井大臣政務官 お答え申し上げます。

何度も申し上げますけれども、検証している状況でありますて、委員がおつしやるところ、規模的なことなどございましょうけれども、これ

は徳島県とも御相談をしながら、順次やつてゐるところであります。

その上で、今、しながら、ある程度のシミュ

レーションをつくつていただきたいといふことで考えておりますので、またぜひとも御理解をいただきたいといふふうに思つております。

○宮崎(岳)委員 徳島県とも相談しながらといふふうに思つておりますが、徳島県は、当然、全員移してくれと言いますよ、言い値ではね。それは当たり前ですか。

費者庁に関係する団体では東京に機能を残してほしいといふふうに思つておるところがござります。

ただでいる団体の中にも、当然、消費者庁を残して貰うというところもあるんです。

ありますが、私は、そういうところを超えて、定しませんよ。例えば、我々民主党を支持していませんが、私は、そういうところを超えて、ただでいるところの理念の中で地方移転をやつてゐるわけですから、そういうことについては利害得失を超えて応援しなきやならないと思います。

今、地方創生を進める、そういう理念の中で地方移転をやつてゐるから、こういう質問をしているわけではありませんし、そういつた中で、今、徳島県とのついては対策等は今わかりますでしょうか。

その原因とか対策等は今わかりますでしょうか。私はそこが疑問なのであります。

これは御説明になつてないんじゃないかといふうに思ひます。

その移転の実験の中で、テレビ会議等でふぐいがあつたという御報道もあるようですが、その原因とか対策等は今わかりますでしょうか。

もう一度、最大でどの程度だといふことについては、もちろん、詳細に何人かといふことを聞くつもりはありませんけれども、その規模感についてはもう一度御説明願えませんか。

○酒井大臣政務官 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、せんだって、徳島でいわゆるICTを活用したテレビ会議やワークを試行したところでありますて、本当にテレビ会議等で意思疎通や業務遂行が円滑に行えるかといふことの検証も行つたところであります。

実際、板東長官の記者会見で少しふぶあいが

あつたといふことでございましたけれども、これはいわゆるウエブを使つたといふことで、パソコンを使ったといふことでありますて、これはやはり少し課題があるのかなといふことも実際にわかつたといふことありますので、その点も含め

てまた対応していかなきやならない。

もう一つは、テレビ会議専用のシステムを使つてやつた、これは機能性食品に関する有識者会議で使つてお話をしたんですけども、大規模な会議になると、実際に、臨場感といいますか、そういうものが本当にきちんと伝えられたかななどいう

感もあるといふふうに長官からお話を聞いておりますので、こうしたことがあわせながら、また

対応していきたいといふふうに実は思つておるところがござります。

○宮崎(岳)委員 正直に言えれば、ウエブを通じた会議とか、それによる記者会見を行ふとかといふことが技術的にそれほど困難を伴うものだとも思えません。実際に、記者会見の生中継なんというのは、各省庁あるいは大臣において行われてゐるケースもたびたびあります。これが、支社をつくるとかといふことであります。これが、支社をつくるとかといふことをやつても、例えばその出先に三十人規模のものをやるのか、五十人規模のものをやるのかといふようなことによつて変わつてることかと思います。

さもなくとも、各局長がずらりと顔をそろえる会議のようなものは、どちらかといふと、ある意味、儀式性が強かつたり、あるいは内容を伝達するという意識が強かつたりといふものが多いのではないかといふふうに思いますので、これが必ずしも課題といふほどの課題なのかなといふ気はちょっとといたしております。

統計局の関係について伺います。

統計局の現在の規模はどれぐらいでありますか。そのうちどの程度を移転先に常駐すると想定しての検証を進めているかといふことあります。また、今後の検討の進め方についてお伺いをしたいと思います。

○古賀大臣政務官 御質問の総務省統計局の移転についてお答えさせていただきます。

先ほど来お話を出ておりますように、昨日、政

府関係機関移転基本方針が決定されておりまして、その中で、総務省統計局におきましては、統計データ利活用に関する業務の地方実施について、ICTも活用した実証実験を行い、八月末までに結論を得ることを目指すこととされております。御質問の統計局の職員数でございますが、現在四百七十三名となっておりますが、今後、八月末までに結論を得るべく、実証実験の規模、内容、スケジュール等詳細を速やかに検討していただきたいと考えております。

○宮崎(岳)委員 これについても、規模感、どの程度を想定して実験を進めるのかということは全く考えていらっしゃらないということですか。もう一度お願いします。

○古賀大臣政務官 規模感についてですが、これから八月末までに結論を得るという中で、実証実験をどういった形にするのか、人数も含めて、検討していきたいというふうに考えております。

○宮崎(岳)委員 私は、これから検討を進めると

いうことでありますけれども、これまでのお答えを聞いていますと、では、一体、これまで何をしていましたんだというふうに思っています。これが今

回初めて出てきた話ならわかりますが、昨年の夏に応募を締め切っている話ですよ。そこから、移

転を、是非を、どうするかについてずっと検討してきましたわけですね。ことしに入つてからも、もう

二カ月以上この検討を進め、内容について、消費者庁をどうするんだ、文化庁をどうするかみた

いな話で、報道も含めてこれだけのニュースになつてきましたわけですね。

そのときに、一応、基本方針というのを決める

ときに、どの程度のものを移転するかというものを全く考えなしにこの結論が出るわけがないんですよ。規模感についても、そんなに詳細なことを

言つわけじゃない、五割なのか、七割なのか、三割なのか、そういうふうに全く御説明できない。既に全面移転をすると言つている文

化庁についても、半分以上なのか以下なのかについても明言できません。

こういう話でありますと、結局、これはつまり、そういうことを明言してしまうと移転が実現してしまうから、させないために言わないんじゃない

ないか、そういう感じを私は抱かざるを得ないです。

これはいややもんではないと思いますよ。

過去にこういう例がいっぱいあつたから言つてい

るんです。

私も、政権についているときの話ですけれど

も、いろいろな特殊法人等の内容を精査させてい

ただいたことはありますけれども、例えば、昔の

移転計画で、横浜に行くと言っていたのに、も

う二十年とかたつているのに、いまだに現地の東

京にあつたままというようなケースも、しかも、

別に移転方針が必ずしも撤回されたわけでもない

みたいなもののがいっぱい過去にあるわけですよ。

そういうことを踏まえて申し述べているんです。

○義家副大臣、文化庁は全面移転をすると言つて

いるわけですから、全面移転をするという基本方

針なんですから、全面移転というからには、最低

でも半分以上は行くんだろうというふうに、まと

もな日本語であれば理解すると私は思います。改

めて、これは半分以上は行くんだということで明

言できませんが、もう一度お願いします。

○義家副大臣 まず、丁寧に御説明するために、

一般発表された方針について改めて確認させてい

ただきます。

○宮崎(岳)委員 また今、箱の大きさの話です

ね。京都の中のどこに移転するかわからぬいか

ら、その建物の大きさがわからないから人數は言

えないみたいな話も出ましたけれども、京都は全

員よこしてくれと言うに決まっているんですよ、

普通は。だって、地方創生のための地方移転なん

ですから。スタートが地方創生のためなんです

よ。地方に機能を移すということが目的となっ

て募集をかけているわけですから、地方はなるべ

く大きいものを大きい規模でうちに入れと言つて

くるのは、それは当たり前の話であります。

当然、具体的に場所がどこになるかというのは

これからありますようけれども、これまで半年以

上検討を続けてきた結果として今言うのが、半分

以上移すかどうかと言えないみたいな話というの

は、私は、さすがにちょっと、なぜそこまで明言

できないのかというのには全くわからないといふ

うに感じております。

この間いろいろ聞いてまいりましたけれども、

結局、こういつた移転問題については、これは中

央省庁であれそのほかの機関であれ、当然、抵抗

とか反対というのはあるわけあります。その抵

抗とか反対への逃げ道を残すような格好になつて

ります。これが方針であります。

つまり、現在定員二百三十三名ですが、この二

百三十三名の定員でいいのかどうか、あるいは移

転先の大きさや場所や費用負担等々も詰めていか

なければ、ちつちつなところでは半分以上あるい

は全員行つたところで入れない、これは機能とし

て果たせないというふうに考えております。

いずれにしても、数年をめどに移転するという

形で方針が明言されているものですから、応分の

人員の移転というのはこれは当然のことであろう

と思います。そのためには強化をしつかりとして

いかなければならない、これは同時に議論してい

かなければならないものなので、八月までに慎重

な議論をした上で年内に方針を取りまとめるとい

う形になつておりますので、何とぞ御理解を願い

たいと思っております。

○宮崎(岳)委員 また今、箱の大きさの話です

ね。京都の中のどこに移転するかわからぬいか

ら、その建物の大きさがわからないから人數は言

えないみたいな話も出ましたけれども、京都は全

員よこしてくれと言うに決まっているんですよ、

普通は。だって、地方創生のための地方移転なん

ですから。スタートが地方創生のためなんです

よ。地方に機能を移すということが目的となっ

て募集をかけているわけですから、地方はなるべ

く大きいものを大きい規模でうちに入れと言つて

くるのは、それは当たり前の話であります。

当然、具体的に場所がどこになるかというのは

これからありますようけれども、これまで半年以

上検討を続けてきた結果として今言うのが、半分

以上移すかどうかと言えないみたいな話というの

は、私は、さすがにちょっと、なぜそこまで明言

できないのかというのには全くわからないといふ

うに感じております。

内に設置する。また、ICTの活用等に関する検

証実験を行いつつ、八月末をめどに移転に係る組

織体制等の概要の取りまとめ、そして年内をめど

に具体的な内容を決定し、数年のうちに移転す

る。これが方針であります。

百三十三名の定員でいいのかどうか、あるいは移

転先の大きさや場所や費用負担等々も詰めていか

なければ、ちつちつなところでは半分以上あるい

は全員行つたところで入れない、これは機能とし

て果たせないというふうに考えております。

いずれにしても、数年をめどに移転するという

形で方針が明言されているものですから、応分の

人員の移転というのはこれは当然のことであろう

と思います。そのためには強化をしつかりとして

いかなければならない、これは同時に議論してい

かなければならないものなので、八月までに慎重

な議論をした上で年内に方針を取りまとめるとい

う形になつておりますので、何とぞ御理解を願い

たいと思っております。

○宮崎(岳)委員 また今、箱の大きさの話です

ね。京都の中のどこに移転するかわからぬいか

ら、その建物の大きさがわからないから人數は言

えないみたいな話も出ましたけれども、京都は全

員よこしてくれと言うに決まっているんですよ、

普通は。だって、地方創生のための地方移転なん

ですから。スタートが地方創生のためなんです

よ。地方に機能を移すということが目的となっ

て募集をかけているわけですから、地方はなるべ

く大きいものを大きい規模でうちに入れと言つて

くるのは、それは当たり前の話であります。

当然、具体的に場所がどこになるかというのは

これからありますようけれども、これまで半年以

上検討を続けてきた結果として今言うのが、半分

以上移すかどうかと言えないみたいな話というの

は、私は、さすがにちょっと、なぜそこまで明言

できないのかというのには全くわからないといふ

うに感じております。

○高木副大臣 ただいま御指摘いただきましたよ

うに、経済産業省所管においては、特許庁と

中小企業庁の問題であると思います。

昨日決定されました政府関係機関移転基本方

針、これにおきましては、まず、特許庁について

は、各府県における知財総合支援窓口を抜本的に

底上げすべく、独立行政法人工業所有権情報・研

修館の近畿地方の統括拠点を整備する方向を

、中小企業庁については、近畿経済産業局での

地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化する

ための体制を整備する方向、この二つの方向を

もつて、八月末までに具体的な結論を得るとい

うふうになつております。

先ほどから、委員、規模感、規模感とずつと

おっしゃつておられます。ただ、きのう決まりま

した方針で、そういうそれぞれの機能をしつかり

と充実させろという話でござりますから、それを

充実させるためにはどういった方策があるかをこ

れから検討する、こういう段階でございます。そ

ういった部分では、具体的に人数をふやすだとか

または減らすだとか、そういうことはまずこれから議論だと思います。

一方で、よく言われます、機能だけ移転して逆に焼け太りにならないか、こういう批判もございましたので、近畿の方にそれぞれ特許庁または中小企業庁の機能の部分を充実させるために、焼け太りにならないように、ここをしっかりと押さえながら検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○宮内大臣政務官 お答えをさせていただきま

す。国土交通省といたしましては、昨日決定されました基本方針のとおり、検討の結果、観光庁について運輸局におきまして、新たに、関係省庁

の地方支分部局をメンバーとする観光立国地方ブロック戦略会議、仮称でございますけれども、これを設置、運営して連携強化をするということになつております。地域の観光行政のワンストップサービス化を推進しまして、そのために必要な機能の充実強化のための体制整備という方向になつております。

また、気象庁につきましては、津地方気象台における防災支援等の機能の充実強化につきまして、三重県や地域の関係機関と協議をいたしました。地域の観光人材育成や住民に対する安全知識の普及啓発の推進等を進めることとする方向になりました。

国土交通省といたしましては、基本方針で示されたとおり、地方創生を推進するために、地域に密着した各地方支分部局等の強化を図りまして、地域のさまざまな課題の迅速な解決を図ること等が必要であると考えており、今後、基本方針の内容を踏まえまして、八月末までに具体的な結論を得たいと考えております。

委員御指摘のように、このことが結果的に焼け太りになつたということでは全く方向性を異にするということでございますので、大事な観点として考えると同時に、特に観光庁については他の省庁との連携をしつかりとつて、そして一つの力が

二倍にも三倍になる、こういう取り組みをすることが一つの大きな結果を結ぶんじやないかといふふうに考えております。

○宮崎(岳)委員 今、それぞれ御説明をいたしましたが、答弁の中で、焼け太りにならない

ようになります。私は、今回の質問では焼け太りといふふうに話はしていませんが、答弁の中で、焼け太りにならない

ようになります。なぜなら、地方に何人が行くのかということを重点的に話しておりますので、その結果、組織全体が焼け太りになるかどうかといふことの是非はまたこれは別の話。ただ、地方に全人が行かない、それなのに移転だといふふうに強弁するようなことはやめてもらいたい、こういう話をしているわけであります。

今、経産省あるいは国交省の関係で御説明をいたきました。しかし、この点について、私は二点だけ確認をしておきたい。つまり、最低でも一人は常駐人数が地方拠点にふえるということは明言をしていただきたい。もう一つは、例えば、近畿の拠点を強めるというときに、近畿圏内の他の拠点から引き抜いて、あるいは関係ない東北とか四国から引き抜いてそこを強化するというようなことではあるまい。

○宮内大臣政務官 お答えをいたします。

地方創生の理念、それに基づいて政策を遂行しようとしているわけですから、その趣旨に沿つてしつかりと検討してまいりたいといふふうに思つております。

残念ながら、今から検討をしつかりするという段階でございますから明言することはできませんけれども、委員のお考の趣旨に沿つてしつかりと検討してまいりたいといふふうに思つております。

○宮崎(岳)委員 大臣、今のお話を聞いていて、私は大変悲しい思いをいたします。私は、これが例えば分散による機能強化のための決定が行われたといふのであれば、こんな言い方はしません。たゞ、この二点については、経産省あるいは国交省の方から明言をしていただきたいんですが、明言でありますか、この二点。

○高木副大臣 まず、一つの具体例をちょっと挙げたいと思うんですけども、例えば、日本は特許庁の審査官が千七百人あります。米国は七千九百人もおります。一方で、年間の処理件数は、日本は四十万件で、米国は六十五万件。つまり、米国は五倍生産性がない。そういうような中で、少ない人數の中でやつてているという現実があります。それをさらにいわゆる充実させていくこと

ら、いわゆる省庁全体の定員の枠の中でそれをどういうふうに配分するかというのも含めてこれから検討をするといふことがあります。

○宮崎(岳)委員 ふやすもしくは機能を強化するというの、人数をふやすだけが機能強化ではないと思いますので、その点についても含めてこれ

から検討をするといふことがあります。委員が望んでいるような、例えば一人でも多くいるわけですが、答弁の中で、焼け太りにならない

ようになります。別に今の定員のままやれと言つてい

るわけじゃない。各省庁の定員もありますけれども、それって、少なくとも石破大臣が担当大臣として仕切っているんですから、できない話では

ないはずであります。

そこも含めて、この話で、人数の問題ではない、機能の話なんだとことはもう私は聞き飽きました、そんなことは要らないです。移転の実を人としてはつきり出していただきたいといふことについて、石破大臣の御見解を伺います。

○石破國務大臣 政府の基本的な方針は、今、副大臣、政務官からお答えをしたとおりであります。

実際、これから八月に向けて、消費者庁あるいは統計局は実証実験を行つて答えを出す。文化庁につきましては、政府部内に協議会をつくつて具体的な議論を始めるということです。ですから、これから先、国会の議論にたえるものでなければそれは国民の御批判を浴びることになります。ですから、パフォーマンスだと、そういうことをしよう」と私たちは思つていません。

冒頭から申し上げておりますように、これは政府が身をもつて範を示さなければ、民間の方にお願いしてもそれは説得力を欠くものである、そして、テレワークだのワーケ・ライフ・バランスなどの多様な働き方だの何だのかんだの言つて、政府が範を示していくなければ国全体は変わらないといふ思いが地方創生とともにござります。だから、ここできちんとした結果を出さなければ、政府の言つてることは一体何なんだのかんだの言つて、政府を浴びますし、それは私どもとして、そんなのには耐えられないと思つておりますので。

だから、ここで今、副大臣や政務官として、人言ふえるんですねと言つてはいるだけの話です。確かに、機能強化は大切です。しかし、機能強化は移転ではありません。移転だと言うからには、地方に人が行くというのが最低条件です、たつた一人でもといふことあります。しかし、そのことも明言なさらない。

今伺いましたが、では、ほかの地方から引き抜いてそこにふやすみたいなことはされないんですね、そのことも明言なされない。これで地方創生が、その立場に彼らもおりませんので、委員の御意向はきちんと沿つたお答えができないかもしませんが、今、国土交通政務官からお話をありますから、ここで今、副大臣や政務官として、人言ふえるんですねと言つてはいるだけの話です。だから、ここできちんとした結果を出さなければ、政府の言つてることは一体何なんだのかんだの言つて、政府を浴びますし、それは私どもとして、そんなのには耐えられないと思つておりますので。

員がまた民主党さんが、労働組合も民主党の応援をしておられることがあります。そういうふうにとは捨象して応援してやるというふうにおしゃつていいわけですから、その御趣旨を体して私どもはやらせていただきたいと思つております。

今ここで確定的なことは言えないという副大臣や政務官たちの立場を委員にはよく御理解をいただけるかと思います。

ことになるんだろうと思います。
実際に人が移らなかつた、それで機能は本当に強化をされたのかといふ議論は、当然、国会の中であるものでございます。ですから、そこは、人が動くということは基本だと思いますが、人が動かなくとも本当に機能を強化したのといふうにお尋ねがあつたとしきちんと答えができるなければ、それは何を言つてゐるんだということに相なります。

まつていて当然だと思つて聞いているのであります。別に、ここで蛮勇を發揮して、独自の判断をして、俺の権限を踏み越えて「言えなんてことを迫つてはいるわけじやないんです。

当然、一人行くのは当たり前じやないです。一人ですよ、一人。充実だと言うんだから、一人行くのは当たり前じやないですか、あなたは何を聞いているんですかと言つてもらうぐらゐのことじやなきや困りますよ、きのうきよう決まつた話

費用負担をするというようなものであります、が
例えば直接地方の特養に入るということになる
と、もともと住んでいた自治体がそれは負担す
る。しかし、日本版CERCで、元気なうちに一
度地方に移り住みます、そして、そこから数年
たつて例えれば施設に入るということになります
と、引っ越しした先の地方にいわゆる社会保障の費
用負担がのしかかるということになると思われる
んですが、この点についてはどうのような対処をお
考えになつてゐるのか、お教え願いたいと思いま
す。よろしくお願ひします。

便が上がらないということであれば、それは当然移すことになると思います。

華に議論をして答えを出してまいりますので、
ひ今後ともよろしくお願ひを申し上げます。
○宮崎(岳)委員 この問題の最後に、研究、研修
機関の移転について伺います。

私も、予算委員会を初め何度か大臣にこの点で質問をさせていただきました。内容は、今、中央省庁について伺つていつたのと同じ話であります。五十件移転するというふうに決められたそうですが、二十三組織、件数でいうと五十件ということですね。

これを、では、移転先に職員が常駐するんだ、常駐の職員がふえるんだというふうに明言できるものはこの五十件のうち何件あるのか。あるいは、この五十件の移転全ての合計で、どの程度の規模感で常駐の人間は移転するんですか。この点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石破国務大臣 基本方針を決定したばかりの時
点であります、中央省庁と一緒にござります
が、何人移転するかということはこれから議論
の中で決まっていくものでございます。

人も大事だが機能も大事だということは、先ほど申し上げたとおりでございます。ですので、今の時点で規模感ということを明確にお示しはできませんが、これも一つ一つまた検証していくだぐ

ことになるんだろうと思います。
実際に人が移らなかつた、それで機能は本当に強化されたのかという御議論は、当然、国会の中にあるものでござります。ですから、そこは、人が動くということは基本だと思いますが、人が動かなくとも本当に機能を強化したのというふうにお尋ねがあつたとしてきちんと答えておきなければ、それは何を言つておるんだということに相なります。
だから、基本的に、人が動くということは、人と機能は不可分な部分がございますので、人が動かなければ、だめだということだと思いますけれども、逆に、人は動いたんだけれども機能はちつとも強化されていないということであれば、それはそれで御批判を賜ることだと思っております。
このことは、国会の御議論、あるいは世の中の御議論にきちんと応えられるような形で、形だけ整えたと、いうそしりを決して受けることがないよう、政府として努力をいたしてまいります。
○宮崎(岳)委員 この問題について、私は、大臣との議論はもう何度目かわからぬぐらいのことに入つてやらせていただいておると思うんですね。
趣旨はずつと同じです。人は何人移るなんか、地方創生ですよね、地方移転ですよね、といふことは人が行くんですね、ということで質問させていただいていて、その都度、きちんとしたお答えが、少なくとも数字という面においては全く出てこないというの、非常に寂しい思いがいたしております。
きょうの中央省庁の話も同じであります。それは、各副大臣、政務官、大臣じゃないんだから、答えられない立場でここへ来て、今さらここで自分の判断で答えられませんよね、それはわかります。

迫つていて当然だと思つて聞いているのであります。別に、ここで畜産を發揮して、独自の判断をして、俺の権限を踏み越えて言えなんてことを聞いているんですかと言つてもらうぐらいのことぢやなきや困りますよ、きのうきょう決まつた話ぢやないんだから。私はそういうことを申し上げたい。

ですから、地方移転のことについて、先ほど大臣が言われたとおり、私自身も、あるいは我が党自身も、これが実現しようがしまいが、個人的あるいは党派的な利害得失には必ずしも絡むところではない、私はそういうふうに思つています。

しかし、地方創生という理念を掲げて、大臣初め、安倍内閣初めやると言つているんですから、それは実のあるものにしていただきたいといふふうに思つて質問をさせていただいているというふうであります。

特に、先ほども申し上げましたけれども、京都で補選がある、北海道でも補選がある、夏には参院選もあるという中で、地方に農業だけ喰がせなれて、八月になつてふたをあけたら、何もありませんでしたといふことはやめていただきたいといふことはここで申し上げておきたい。（発言する者あり）

今、そんなことはないよというやじが飛びましてもあれども、そんなことが本当にないのならないでそれはありがたいことなんですねけれども、あれんでしたといふことはやめていただきたいといふことはここに申します。

そうだから言つてはいるといふことは御理解いただきたいといふふうに思ひます。

さて、日本版CCRにについてお伺いをしたいと思います。

費用負担をするというようなものであります、例えば直接地方の特養に入るということになる、と、もともと住んでいた自治体がそれは負担する。しかし、日本版C.C.R.Cで、元気なうちに一度地方に移り住みます、そして、そこから数年たつて例えば施設に入るということになりますと、引っ越しした先の地方にいわゆる社会保障の費用負担がのしかかるということになると思われるんですけど、この点についてはどのような対処をお考えになつておられるのか、お教え願いたいと思います。
○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。
生涯活躍のまちでの移住先の自治体における介護費用の負担については、全体の五割を公費で負担しております。地方負担分は地方交付税で措置しております。地域住民の保険料負担について、保険者間の格差を是正するため、財政調整、調整交付金を行なうほか、一定のサービスつき高齢者向け住宅であれば住所地特例が適用され、移住元の自治体が将来発生する介護費用を負担する仕組みとなつております。
さらに、この介護保険における医療費については、今後特に年齢が高い高齢者が多い自治体により重点的に配分するよう見直しを検討することとしております。
また、移住先の自治体における医療費については、介護保険と同様に給付費の約五割を公費で負担し、公費のうちの地方負担分は地方交付税で措置するほか、前期高齢者につきましては、国民健康保険、被用者保険の各保険者が加入者数に応じて費用負担するよう調整が行われております。また、後期高齢者については、都道府県単位で安定的な財政運営が行われているところであります。
このような仕組みにより、移住先自治体において医療や介護の負担が過大に増加しないよう配慮す

Digitized by srujanika@gmail.com

このままではどうも困りますね。

それは、例えば国保の半分を税金で負担していい
ますなんというのは当たり前の話で、地方交付税
で財政調整しています、そうでしょう。そうなん
でしようけれども、かといって、それを全部財政
調整しているようなら、それは各保険者が独立し
たり各地方で独立して保険運営している意味がな
いじゃないですか。

それはやはり、今のお答えというのは、CCRについて、特段そういうことについては検討していないというふうに、つまり、既存の制度がありませんよという御説明をされただけで、この問題について新たに問題が発生するということを認識して、その対処をするような検討は今のところしていませんよという意味だというふうに認識をいたします。もし違えばおつしやっていただければいいんですが、違わないと思いますので、特に御要望がなければ答弁は求めませんけれども。

私は、少なくとも、この生涯活躍のまち、日本版CCRを普及させていくとすれば、当然、社会保障の地方負担についてどのような調整を新たに行つていかかということは考えていかなければならないんだろうというふうに思つておりますので、それは改めて御検討願いたいということです

いですか。反論ござりますか。COCRについて、新たに何かあれば言つていただきたいんですねけれども、時間もないのですで、ない、これまでの御答弁の繰り返しということであれば、やめていただきたい。どっちでしようか。ありますか。
○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。
この日本版CCRC、これはこれからもしつかり取り組んでいかなくてはならないことであります。

入居する、そういうふたところで線を引いて、その上でこの日本版C C R Cをしっかりと確立していくことが必要であると思つております。

そういうことで、この日本版C C R Cをしっかりと確立するために、厚生労働省としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○富崎へ岳委員　どうも趣旨が伝わっていないようです。

生涯活躍のまちで、今回のものは、ただ地方に送るという話じやなくて、元気なうちに地方に行つていただきますよ。元気なうちに始まるんだと思います。ところから始まるんだと思います。

しかし、元気なうちとはいっても、ある程度お年を召した方だと、五十年代から六十年代だというふうに思います。そうすれば、当然、その人の現役収入がある時代というのは限られてくるわけですね。数年という単位だと思います、現役的な収入がある時期は、そして、比較的早く皆さん社会保障のお世話になる、特に医療や介護という面でないといふことになると、地方の負担がふえるけれども、今回、国策として日本版CERCというのをやろうということに当たつてそういうことを考えていらっしゃいますか? ということについで、今

のお話も既存の、つまりサ高住とか特養とかそういうところに入るときには住所地特例がありますよという御説明をなされただけなので、その説明にはなっていらない。

私は、当然、こういう制度を導入する上では、社会保障を地方がどの程度どういう形で負担するのか、あるいは国がそれについてどのような面倒を見ることかなどについて、もし国策として日本版COCRを進めしていくのであればきちんと検討しなきゃならないんだろうというふうに、これを見て刺しておきたいというふうに思います。さて、ちょっとと時間もありませんので先を急がせていただきますが、地方創生推進交付金についてお伺いをしたいというふうに思います。

重要業績指標でしたが、KPI、あるいはPDI

CAサイクル、こういったものを重視して地方創生推進交付金を行う。

この前段で、本年度の補正予算に入っています。地方創生加速化交付金というのがあります。先日、三月十八日だと思いますが、その交付先が公表されたところであります。その中で、私も地元のことがあるのでいろいろざつと見せていただきましたが、ちょっと首をかしげるようなものも

入っている。
推進交付金と加速化交付金、形は違いますけれども、基本的には二十七年補正の加速化交付金というものは募集の期間が非常に短いのですから、結局、私は、まち・ひと・しごと創生本部から説明を受けたことは、各自治体が二十八年度本予算の推進交付金の方で予定していたものを前倒しで加速化でやつていただくというケースが多いんだという御説明を受けておりますから、実質的には、内容的にはかなりかぶつているものが多いんだと思います。

前回、じゃないですね、その前に大臣と議論をさせていただいた中で、地方活性化の伝道師の木下斎さんのお話が出ました。木下斎さんがインターネット上に書き込みを公開されておられまして、この加速化交付金についてあります。「地

方創生加速しちゃつて困っちゃうよ。」といふやうな題でやつておりますが、例えば、「以下、真剣に書きたいと辛くなるので、明るくお伝えします。」と書いてあります。

内容は、もう一々自治体とか事業の名前は申し上げません、いろいろ地方もお立場があるでしょうから。三千二百万円かけて初年度二十人の外国籍人と百人の日本人という目標設定の事業です、物すごく高いKPI設定ですね、僕なら怖くて設定できませんと書いてあります。あるいは、初年度二件の創業とかで三千八百万円、すごいですねとか。ふるさと県民を募集する、本来の県民ではなけれども、ふるさと県民というのを募集して関係を深めて将来来てもらおうとかそういうことだと思いますが、ふるさと県民制度で三・九億

四、初年度目標が千人、一人三十九万ですね。
例えば、三千二百万かけて、初年度二十人の外国人と百人の日本人、一人呼ぶのに十何万とか百萬とか、そういう世界だと思うんですね。

結局、地方がKPIを設定しPDCASイクルを回し、それを国が最終的に検証もするんだといふようなことであります。が、单年度で終わっちゃう事業ももちろんある、長年続くものもあるかも。

もちろん、これは、法律に定めることでござりますので国会で御審議をいただいておるわけでございますが、やるのは自治体でござります。そして、また新しく交付金を申請しますときに審査というものははしていただきになります。そこにおいて、やはり自治体の責任において定めたKPIですから、私どもずっと自治体と議論をしていて、ちょっとこれは荒唐無稽ではありますけれども、実際にこんなKPIをどうやって設定するんですか、住民の方々にどうやって御理解いただいくのですかみたいなやりとりはすつとしてまいりました。

その上で、責任転嫁とか押しつけをするつもりではありませんが、責任は自治体においてやつていただくというものでございます。

○宮崎(岳)委員 国の予算を出すけれども、検証は自治体がやつていただいて、自治体がその責任を持つてもらう。全部地方の予算ならないと思ふんです。が、国がわざわざ鳴り物入りでKPI、P.D.C.Aと言つてゐるのに、最後は地方がそれを検証してくださいといふことだと、私は、ではそれは何のためにそんな要件をつけたのかな。地方で勝手にKPIを設定すればいいじゃないか、P.D.C.Aを回せばいいじゃないかといふうに思つてしまふわけです。

最後に、ふるさと納税について一問だけお伺いします。

電力会社による原発立地自治体への地元対策として寄附をするということについて、これは最初から質問しておりますけれども、控除が適用されるということについてつまり、既存の寄附について控除が適用されるということには問題があるんじゃないかといふ質問をさせていただきましたが、ちょっとと明確なお答えがないんですね。結局、使えるということでしか私は理解できません。ですが、それでよろしいのかどうか。

それからもう一点だけ。名譽村民や名譽博士号の授与など非経済的な利益を企業版ふるさと納税の返礼として提供することは禁止されないということあります。競争が過熱して、うちの県立大学では寄附金一千万円以上の方には漏れなく名譽博士号をプレゼントとかそんなことにならぬときでも、それは本当に構わないことになります。

この二点について、一応、最後に御確認させていただきます。

○石破国務大臣 企業版ふるさと納税は新しい制度でございますので、今まで電力会社が地元に対してもういたしまして、それを排除するわけではないと思ふんです。それぞれの原発立地自治体がこんなことをやつてくださるといふものまで妨げるものではありませんが、もう既存のものですから新しい制度とは関係ないので、既存のものはもちろん対象に

なりません。これから新しいものがそれになじむものであれば、それを排除するわけではないといふことでござります。

それから、名譽村民、名譽博士といふものでありますが、それは排除はいたしません。ただ、常識で考えてみて、そこにもう大体条例があるんで

す、名譽町民、名譽村民、それにふさわしい人かどうか。名譽村民になつても、ふさわしくなければ誰も尊敬しないわけですから、そんなものは余り意味がないねと思いますし、名譽博士といふのも、どうなんでしょうか、そういう人も私は随分知つていますが、講義をしたという話も寡聞にして余り存じません、そういうものを与えたからといってそれが経済的利益ということもなりますせんし、それで寄附をしてくださるのであれば、それは経済的利益でもないでの、企業がそれに賛同するということが本質ですから、そこをどう評価するかということであつて、名譽博士とか名譽町民まで排除はいたしません。

○宮崎(岳)委員 時間となりました。

おのずから常識的なことがあるんじゃないかと

いうことをおつしやいましたが、実際に、牛一頭とかマグロ一本とか、ふるさと納税で常識外れのことを行はれているということだけ指摘させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

最初に、石破大臣に質問をいたします。

○石破国務大臣 石破大臣に質問をいたします。

最初に、石破大臣に質問をいたします。

正案の提案理由説明の原稿が、去年使われたもの

を読み上げたという問題についてあります。

この件については、誤り事案再発防止チームか

らの報告書がきのう示されて、きょうの委員会の冒頭、大臣からお話をありました。事務方のミ

スの再発防止が必要なことは言うまでもありません。しかし、私は、その責任が問われなければならぬのは、やはり大臣御自身にあるといふうに思つてます。

実際、そこで読んでいて、何しろ同じ法案の改正案でござりますから、去年とことしとそんないふうに思ひ、そのまま読んでいたものでござります。

趣旨説明も自分の言葉で書きたいといふうに思つてますが、正確を期さねばなりませんの

で、余り自分の委曲を尽くしたようなものを読むとかえつて国会に御迷惑をかけることになるかと思ひ、そのまま読んでいたものでござります。

思つてますが、正確を期さねばなりませんの

で、余り自分の委曲を尽くしたようなものを読む

といふうに思ひ、そのまま読んでいたものでござります。

次は、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度についてお伺いしたいと思います。

大臣、ちょっとA市とB市の例えをします。A市に所在するある企業が、B市の地方創生事業に

共感して寄附金を出したという想定であります。

そうすると、B市の地方創生事業への寄附金によ

る損益算入と税額控除は企業が所在するA市にお

いてされるので、A市の税収は下がつてしまいま

す。これはそうなりますね。いかがでしようか。

報告書は、その一ページ目の冒頭で、「大臣が誤った内容の提案理由説明原稿を読み上げてしまつた」という、あつてはならない誤り事案が発生しました」というふうにあります。ところが、報告の二ページ目には、「大臣は途中で内容が誤っているのではないか」と疑問を抱いたが、最後まで読み上げるに至つた」というふうにあります。

私は本会議でもこの委員会でも提案理由説明を聞いていたんですけども、あの説明文書は、大臣が日ごろ講演とか答弁で使われる大臣御自身のフレーズが入つているんですね、独特なやはり説明文書があつたというふうに私は思つていたのです。なぜ途中で大臣がその内容の誤りに気がつかなかつたのかなというのが私は自席で感じたところなんですけれども、なぜ最後まで読み上げてしまつたんでしょう。

○石破国務大臣 これは御迷惑をおかけしました。幾重にもおわびを申し上げます。

これは法案説明でござりますので、私の言葉にはなつております。所信表明と云うか、それは私は自分で書きますし、事実関係以外は全部自分で書いておりますが、法案の趣旨説明というのは事務方が用意したものとそのまま読むということにいたしております。

無味乾燥といえば無味乾燥の文章でありますと、私は何ともよくわからないところもあるんだろうと思うんですね。できれば、私自身、法案の趣旨説明も自分の言葉で書きたいといふうに思つてます。

正案の提案理由説明の原稿が、去年使われたもの

を読み上げたという問題についてあります。

この件については、誤り事案再発防止チームか

らの報告書がきのう示されて、きょうの委員会の冒頭、大臣からお話をありました。事務方のミ

スの再発防止が必要なことは言うまでもありません。しかし、私は、その責任が問われなければならぬのは、やはり大臣御自身にあるといふうに思つてます。

実際、そこで読んでいて、何しろ同じ法案の改正案でござりますから、去年とことしとそんないふうに思ひ、そのまま読んでいたものでござります。

次は、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度についてお伺いしたいと思います。

大臣、ちょっとA市とB市の例えをします。A市に所在するある企業が、B市の地方創生事業に

共感して寄附金を出したという想定であります。

そうすると、B市の地方創生事業への寄附金によ

る損益算入と税額控除は企業が所在するA市にお

いてされるので、A市の税収は下がつてしまいま

す。これはそうなりますね。いかがでしようか。

○末宗政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおりでございます。

○田村(貴)委員 A市の税収は下がるわけなんですね。

それは、つまり、損金算入による軽減効果の三割、それから税額控除による三割のメリットは、A市にとつてみれば六割のデメリットになるということになるんじやないでしょうか。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

まず、損金算入の方は国税でございますので、直接市の方には影響はない存じますけれども、税額控除の地方税部分については影響が出てくると考えております。

○田村(貴)委員 税額控除については影響が出てくる。つまり、所在地はA市にあるその企業がB市に寄附をしたら、A市の税収が減つてしまふ。これはびっくりする話になつてくると思うわけなんです。

結果として、A市は税収が下がります、B市は寄附金によって収入が上がります。これは、言いかえてみると、実質的な税源移譲という形になるんじやないでしょうか。いかがですか。

○末宗政府参考人 お答えをいたします。

税源が移譲するものではございませんけれども、寄附を行つた結果、一方の市町村が寄附金收入が入る、他方で税収が減少するという意味では、地方公団体間で財源が移転する効果をもたらしていると考えております。

○田村(貴)委員 地方自治体間で税源が移動する、移譲する、効果と言わされましたね、その効果というのははどういうことなんでしょうか。

○末宗政府参考人 一方の自治体で寄附金収入入り、他方の自治体で税収減が生じるということになります。

○田村(貴)委員 よくわかりませんので次に進みますけれども。

自治体の收支の面でおきますと、これはやはり税源移譲ですよ。そうしたことを一企業に、私法

しようか。これはちょっとと税制上の問題になつてくると思うんですけども、いかがですか。

○末宗政府参考人 お答えをいたします。
今回の地方創生応援税制でございますけれども、あくまでも、その狙いといたしましては、地方公共団体が地方創生を推進する上で効果の高い事業を練り上げまして、それに賛同する企業が寄附を行うといったつなげになつております。あくまで事業に着目して寄附をするという政策税制でございまして、企業の判断によつて税源を、財源を移していくという視点からつくつてきているものではないということについて、御理解をいただきたいと思います。

○田村(貴)委員 法人事業税や法人住民税の税額の一部を議会で審議することもない、議決することもなしに、法人の意思において、事業所のある自治体に納めないでいいということになるのが今度の地方創生応援税制になつてくる。これが基本なんですよ。だから、これはやはり住民自治の及ばない税制になつていくのではないかと危惧するものであります。

○田村(貴)委員 地方税制のあり方としても私は問題だというふうに感じます。実質的に、企業の争奪戦になつていくのではないか、寄附金の争奪合戦が起つてしまふのではないかというような懸念も湧いてくるわけであります。

個人版あると納税制度は、自治体間の税金の奪い合い過熱して、総務省も過度の返礼を自歯することを要請しています。企業版の場合も、自治体間の税源の奪い合いという性格を持ち込むのではないか、この過度の競争が地方税制の基本をゆがめてしまう、そういう問題に発展するのではないか。

いま一度、御答弁いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。大臣でも結構です。

○石破国務大臣 先ほど来お答えをしておりますけれども、やはり企業と自治体の間での癒着を生むのではないか、これはもう多く指摘されています。本委員会でも何度も論議があつて、そのほかに、やはり企業と自治体の間での癒着を生むのではないか、これはもう多く指摘されています。

○田村(貴)委員 よくわかりませんので次に進みますけれども、いかがでしょうか。大臣でも結構です。

るということになります。この企業が負担をする部分は、地方財政全体に対するプラス財源となりますので、奪い合うことにはならぬのではないか。

○田村(貴)委員 法人事業税の税額二〇%というのを限度としていると思います。

○田村(貴)委員 版ふるさと納税というのは、これに企業が乗るということは、企業としても、株主に対して説明をしなければなりません。経済的利益を与えるべきか、こう書いてあるわけですから、それがどれだけ企業にとってメリットがあるものがどうのを説明もしなければなりません。これは相当にハードルが高いと思つております。企業の恣意によつて、委員が御指摘のようなことが起こることによって、制度設計にはそもそもなつていらないものでござります。

○田村(貴)委員 いずれにしても、その寄附において、税額控除が立地自治体、企業の立地する自治体においてはマイナスになつていくということは、税収対策それから税収見込み、なかなか難しい話になつてくるということは間違いない話であります。

○田村(貴)委員 いざれにしても、その寄附において、税額控除が立地自治体、企業の立地する自治体においてはマイナスになつていくということは、税収対策それから税収見込み、なかなか難しい話になつてくるということは間違いない話であります。

○田村(貴)委員 まず、内閣府に伺います。子供の未来応援地域ネットワーク支援事業について、予算額も中に入れていただきたい、簡単に事業の説明をしていただけますでしょうか。

○中島政府参考人 委員お尋ねの地域子供の未来応援交付金についてでございますけれども、三つの趣旨を含ませていただいてございます。

第一に、当該地域の貧困状況にあるお子さん等の実態把握、そしてそれを踏まえた支援体制の整備計画をしっかりとつくりつけていただく。第二点でございますけれども、その計画を実現していくため、地域において核となつていただく方または関

次の質問に移ります。

○田村(貴)委員 子供の貧困対策について伺いたいというふうに思います。

○田村(貴)委員 せてもやることができない、今、子供の六人に一人が貧困状態にあります。中でも、一人親の世帯では五割以上という、先進国の中でも最悪の水準になつてきているのがこの日本であります。

○田村(貴)委員 生まれ育つた環境で子供の将来が左右されないことを目指す子どもの貧困対策法が一昨年一月に施行され、同年八月には対策大綱が閣議決定されました。この中では、貧困率の目標を設定しないとかあるいは対策は従来型であるとか、いろいろ問題があるんですけども、国を挙げて子供の貧困対策に一步踏み出したということは、やはり大事なことだというふうに思います。

○田村(貴)委員 そこで、子供の貧困対策は、教育、生活、それらを支援すること、あるいは保護者の就労支援

それから経済的支援、自治体においては実態把握、さらに大綱に沿つた施策の推進など、これはもう多岐にわたつてしまります。限られた時間でありますので、きょうは、新年度に展開される内閣府と厚生労働省の二つの事業について伺つてみたいというふうに思います。

○田村(貴)委員 内閣府と厚労省の施策について、資料を一枚お配りしていきますので、ごらんをいただきたいと思います。

○田村(貴)委員 まず、内閣府に伺います。子供の未来応援地域ネットワーク支援事業について、予算額も中に入れていただきたい、簡単に事業の説明をしていただけますでしょうか。

係機関等から成ります具体的なネットワークをしつかり整備していくなどといふことが第二点。それから、第三点、こうした計画の策定、体制整備を前提に、地域の資源を生かして先行的なモデル事業を実施していくなど。この三点でございます。

こうしたことについて支援するということで、平成二十七年度補正予算で国費二十四億円、事業規模では四十億円程度となります。そうした予算を確保させていただいたところでございます。

○田村(貴)委員 わかりました。

では、次に、厚生労働省伺います。

子どもの生活・学習支援事業について説明をしていただけますか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

御指摘いただきました一人親家庭の子供に対します生活・学習支援事業でございますが、これは昨年の十二月に決定いたしました、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト、私ども、すくすくサポート・プロジェクトと呼んでいます。が、これに基づきまして、平成二十八年度から取り組んでいるものでございます。

本事業は、一人親家庭の子供に対しまして、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、地域の学生ボランティアあるいは先生のボランティア等を活用しながら、基本的な生活習慣の習得でありますとか学習支援、あるいはお話をありました食事の提供といった事業を行つものでございます。

本事業につきましては、一人親家庭支援に関する補助事業、統合補助金の事業がございますが、このメニュー事業の一つとして実施することを予定しております。平成二十八年度予算では、その額は百十二億円の内数ということになつてござります。

○田村(貴)委員 私、福岡の北九州市に住んでい新年度、開設の予定であります。子供食堂は今、全国的に広がっているんですけど、自治体の

食堂設置は北九州市が初めてだとのことであります。担当部署にお伺いしましたけれども、食堂だけではなく、学習を支えたりするなど、子供の居場所づくりをつくりしていく、そのモデルケースを市内二カ所でつくっていただきたいというお話でございました。

今御説明のあつた地域ネットワーク支援事業や子どもの生活・学習支援事業も、子供の居場所づくりをつくりていく、そうしたものを想定したものがどうふうに考えるんですけれども、内閣府、厚労省におけるこの二つの事業の違い、子供の居場所づくりという点におけるとどういった違ひがあるんでしょうか。説明していただけるでしょうか。

○中島政府参考人 子供食堂については、全国的に今、整備が進んでいるということで、北九州市さんの方においても積極的に取り組んでいただいている、大変ありがたいと思つておるところでございます。

まず、私どもの内閣府におきますいわゆる地域子供の未来応援交付金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、整備計画をつくりつていただき、具体的なネットワークを構築していく事業を展開したいということであれば、この交付金の対象となるどうふうに考えておるところでございます。

そして、今委員御指摘の厚労省さんとのすみ分けにつきましては、内閣府における事業につきましては、厚労省さんの、先ほど香取局長から御答弁させていただいたような生活・学習支援事業を初め、各府省でそれぞれ実施していくなど事業だけでは必ずしも包摂できない、例えば、教育と福祉をつなぐそういう連携事業など、いわゆる縦割りを超えた総合的な取り組みをやつしていくといふものを支援するものであると考えておるところでございます。

○田村(貴)委員 地域で子供の貧困対策事業を行つていただいている団体、ボランティア組織、

たくさんあるんですけれども、やはり悩みは費用面であるどうふうに思います。家賃とかあるいは食材とか、それから人件費とか、そうしたところが悩みの種だというふうに伺っています。

それから、新しくこの二つの制度で、やはり行政が計画もつくりて子供の貧困対策に本格的に乗り出していくこうというわけでありますから、全国でこの二つの事業に手を挙げてやろうとしたときに、御説明のあつた内閣府二十四億円、事業費四十億円、それから子どもの生活・学習支援事業、これは額がよくわかりませんでしたけれども、こで足りるのかというような懸念もあるんですねけれども、その辺はいかがでしようか。

○中島政府参考人 私どもの内閣府の交付金につきましては、今委員御指摘のように、いわゆる民間団体への財政支援といったものを一義的な目的とするものではないということになります。

ただ、先ほどから御説明しておりますように、地域の実態把握、地域におけるネットワークの整備、さらにはモデル事業の実施というものを市町村がおやりになる際に、民間団体とともにそれに取り組もうとする場合、または、そうした取り組みを行つていただいている民間団体を市町村が支援していくこう、そういう場合には、この交付金といふものは民間団体への財政的な支援にもつながるものだと考えておるところでございます。

また、この交付金の活用によりまして地域におけるネットワークの整備が行われましたら、民間団体も当然その中に含まれることになりますので、当該民間団体御自身の円滑な事業運営にもので、付金は資することになるのではないかと考えておるところでございます。

○田村(貴)委員 そうはいつても、総額として私は少ないのではないかなど。今から計画を策定してもあるというふうに私は解釈をしています。まさに、地方創生を論じるときに、それから、地域再生を論じるときに、地域運営の組織のあり方などを論じるときに重要な事項であるといふふうに思いますけれども、議論させていただきました、大臣、御所見を伺いたいというふうに思います。

時間も限られています。最後に石破大臣にお伺いしたいと思います。

一億総活躍担当大臣の所管だというふうに伺いましたけれども、私は、子供の貧困対策というのは、これはもうオール・ジャパン、どの地域においてもあり得ることだし、あつてはいるし、そして必要なことだというふうに思つております。

子供の将来が生まれ育つた環境によって左右されることは、それは、子供の将来が生まれ育つた地域によって左右されることもあるといふふうに思います。あそこは子供対策事業をやつてはいる、そこに行つたら御飯を食べさせてもらえる、しかし、この自治体では何もやっていない。

きのうもきょうも報道されて、子供が児童相談所に救いを求めたのに命をつなくことができなかつたという問題も起つています。そうした中で、やはり地域で、子供の貧困対策を全ての自治体において漏れなくやつしていくことが大事だといふふうに思います。

貧困対策も、それから居場所づくりも、法と大綱に基づいて、行政が率先して取り組んでいく課題であります。また、行政の力のみでもできない、地域の力をかりないと、地域の住民の支援なしにもできない事業であります。

そういう意味では、大臣、子供の貧困対策事業というのは、地域の力を引き出していく取り組みであります。また、行政の力のみでもできない、地域の力をかりないと、地域の住民の支援なしにもできない事業であります。

そういう意味では、大臣、子供の貧困対策事業の交付金は資することになるのではないかと考へておるところでございます。

○田村(貴)委員 そうはいつても、総額として私は少ないのではないかなど。今から計画を策定してもあるというふうに私は解釈をしています。まさに、地方創生を論じるときに、それから、地域再生を論じるときに、地域運営の組織のあり方などを論じるときに重要な事項であるといふふうに思いますけれども、議論させていただきました、大臣、御所見を伺いたいというふうに思います。

○石破国務大臣 今の時点での子供の貧困を解消するとともに、貧困の連鎖というものをとめていかなければならぬという意識は、委員と共通でございます。

政府として、北海道から九州、沖縄までオール・ジャパンでやつていかななければならない対策

はもちろんあります。それは、加藤大臣のところを中心としていろいろな施策を打つておるところでございますが、あわせまして、何度も当委員会でも御紹介を申し上げましたが、先行型交付金、平成二十六年度補止であつたと思いますが、浜田市において、シングルペアレン特、これは別に女性に限りませんが、シングルマザーの方を浜田に来ていただく、住居等々手当てをする、いろいろな技能を習得していくなど、また経済的な支援もする、それに呼応した民間企業が、浜田は結構雪深いところですから車が要るでしょうということです、中古車ではあります、四輪駆動の車を提供していただき。やはり、民間と行政とそしてまた国の支援というものが一体となつてそういうようなことをやつていく、そういうような取り組みもまた重要なことだと思つております。

子供の貧困防止ということは、貧困撲滅といふことで、それに対しては、地方創生という観点からも、自治体の創意工夫というものを政府として支援してまいりたいと考えておるところでございます。

○田村(貴)委員 子供の貧困というのは、すなわち親の貧困であります。格差と貧困を正していくかなければなりません、解消していくかなければなりません。

大臣、内閣の一員としてお聞きいただきたいと思うんですけれども、やはり、安倍政権はその方向とは真逆の道を進んでいるというふうに思いました。正規雇用が減りました。非正規雇用がふえています。生涯派遣の労働者派遣法の改悪が行われました。格差と貧困はそれに拍車をかけるものとなります。消費税の増税や相次ぐ社会保障の負担の拡大において、これまた貧困と格差を助長させるものと言わなければなりません。

そうした安倍政権の格差と貧困とは真逆を進めます。そこを強く求め、きょうの質問を終わらせていただきます。

○山本委員長 次に、村岡敏英君。

終わります。

○村岡委員 改革結集の会、村岡でございます。

今国会、地方創生委員会で初めての質問をさせていただきます。

読み間違いの件、大臣、大分お疲れなんじやないか、こう思つておりますけれども、これは事務方も含めて今後このよう読み間違いがないようになつかりとしていただきたいと思います。

そういうわけじゃないんですが、きょう、実

は、大臣が対談した、「地方は活性化するか否か」ということの、こばやしたけしさんも傍聴で来ております。先ほど私が読んでいると、ほかの人たちが何か、漫画を読んでいる形ですけれども、女子高生をキャラクターとして、女子高生たちが自分の市を、町を振り返ってみると、非常に若い人たちが興味を示し、若い人たちが地方創生とは何かいろいろ考え始めた、これは非常にすばらしいことだと思つています。

やはり、なかなか、高校ぐらいの時代ですと、そこに生まれて育つていくのは当たり前のように市にいるわけですけれども、このごろニュースで地方創生というのが出てきて、人口減、そして少子化、雇用環境が悪い、そして大学やまた就職で地方を離れる。そういうときに、若い人たちが一番自分の将来の市や町を考えるというきっかけになったことは、この地方創生という言葉は非常に影響力を与えた、こう思つています。

実は、官僚の方々や自治体が考えるときに、制度は大切です、制度がなければ地方創生は成り立ちます。

○村岡委員 大臣の認識、本当にそうだと思うんです。やはり、どうしても大人が考えると危機感は必要です、しかし、危機感の先に考えることが、こんな町に、市に、制度やまた箱ものをつくつて、住みたいのか、それとも、これでは東京の方が便利かなと考えるのか、そのところの視点が、若い人たちの視点をやはり聞きながら地方創生をやってこそ、将来にこの地方創生が続いていく。一年や二年でできないと大臣もおっしゃつておるとおり、これは五年、十年、永続的に続け

るんですが、そこでもこの本を読んでねといふ

うに紹介をしています。

この本でおもしろいのは、市長が出てこない、市会議員が出てこない。そこで、彼女たちが自分のこととして地方創生を考える。私はもう高校を出たら東京に行くもんねという女の子と、私は地元に残りたいなという女の子のいろいろな対話を通じて議論がなされるというのがこの本のすこいいところで、私は、この本から多くの感銘を受けたところであります。

委員御指摘の、女子高生、別に女子高生でなくともいいです、男子高校生でもいいんですが、高校や中学生の意見というものを取り上げるのはとても大事なことで、昨年の暮れに、RESASシステムを使った政策コンテストというのをやりました。優勝したのは鹿児島の女子高生でしたし、入賞したのは鹿児島の女子高生だったと思つています。

つまり、パソコンが自由自在に操れるということも、現世にしがらみがないんですね、今の社会にしがらみがないということ、そして、自分たちのこととして考えるということはとても大事なことで、多くの自治体において、高校生あるいは中学生の参加によって総合戦略がつくられているということは、私は非常に画期的なことだと思つておりますし、この流れをさらに加速したいと思つております。

○村岡委員 大臣の認識、本当にそうだと思うんです。やはり、どうしても大人が考えると危機感は必要です、しかし、危機感の先に考えることが、こんな町に、市に、制度やまた箱ものをつくつて、住みたいのか、それとも、これでは東京

こんなに子供が減ったんだろうねと聞くんですか、大臣はどのようにお考えですか。

○石破国務大臣 このこばやしさんの本の中でも、女子高生たちが社会科の女性の先生に、何でこんなに子供が減ったんだろうねと聞くんですね。女性の三十代とおぼしき先生が、私がその原因だと知つての質問かと言う場面があるんですね。女性の三十代とおぼしき先生が、私がその原因だと知つての質問かと言つてあるんですね。それで、そこはいろいろな理由があつて、ただ、結婚したいのにできぬ、価値観として、結婚しない、子供は要らないという価値観は、それ

は価値観としてあるんだと思うんです。

でも、結婚できたらしたいね、子供は一人以上欲しいね、そういう希望がかなえられない理由が、例えば、非正規であつて正規の雇用ではないからとか、安定した就業ができないからとか、あるいは、親御さんの介護で大変で配偶者を妨げないとか、そういう政治の力によつて希望を妨げている理由を除去できるものはたくさんあるんだ

と思つています。

だから、政治の努力によってそういう希望を妨げている原因を除去するということによつて、未婚率が下がり、価値観はいろいろあります。初婚年齢が下がるといふことは、それだけ二人目、三人目が生まれるという状況を可能にする面もござります。

もし仮に、早く結婚したいなどいう価値観がありとすれば、それを実現するような、政治としてやるべきことはたくさんあると考えております。○村岡委員 石破大臣、よく熟読されています、私も場面を思い出すという感じですけれどこの生涯未婚率というのは、各国から比べるとやはり異常なんです。物すごい伸びなんです。こんなことは伸びなくていい。ただ、価値観がありますから一概に言えませんが、やはり日本に何か原因があるんです。

それは、雇用環境が悪いとか、インフラ整備が悪いとか、いろいろなことがありますけれども、この分析をしつかりしながら、例えば結婚しても結婚していない人たち、そこにはこういう原因があるというのをしつかり分析されていないような気がしています。

私もいろいろなデータを見てそれぞれ分析していきますけれども、これはやはり地方創生、他国と比べてこれだけ、未婚率が二十倍になるような形というのは、決して価値観だけじゃない大きな理由があるということを内閣府の中で真剣に分析したかどうかといふと、どの資料を見ても、まあ、分析し切れないと言えば終わりになつてしま

いますので、やはりそこは内閣府がしっかりとともう一度この部分も分析するべきだと思つておりますが、大臣、どう思いますか。

○石破国務大臣 内閣府でも分析はいたしますが、例えば由利本荘なら由利本荘のいろいろな事情があると思うんですね。仙北なら仙北、大館なら大館、秋田の多くの市町村でも事情は違うはずです。

私どもとして、北海道から九州、沖縄まで全ての市町村に、例えば出生率、あるいは男女別平均初婚年齢、そういうのを、その市だけではなくて全国全てを提供しております。そこで何でこうなっているんだうかという分析は、やはりその地域でないとわからないところがございます。

ですから、政府としてもやりますが、静岡県の

ように県単位として静岡県全ての自治体のデータを分析して、こういうふうに考えていますが皆さんどうですか、そういうようなやりとりがなされています。ですから、内閣府もやります、都道府県もやつていただきたい、基礎自治体もやつていただきたい。そこにおいていろいろな議論が巻き起こつてることによつて、気づかなかつたことというのはいっぱいあると思うんです。

ですから、行政がやりつ放しで、民間が頼りつ放しで、市民が全然無関心ではという言葉もその本の中に出できますが、それそれが、これはあの人があるんだとか、俺は知らないとか言つていてもどうにもならないので、みんなができることをやんとやりましょう、日本に残つた時間はそんなに長くないんですよという危機感と問題意識を共有してまいりたいと思つております。

何か、急に道州制だとそなことを言つてゐるわけじゃないんです。県境を整備していくといふことが非常に大事だ、こう思つて昨年も質問しましたけれども、その点はどうでしょうか。

○村岡委員 私の選挙区も全部挙げていただきまして、ありがとうございました。

その中で、昨年の委員会で私が質問した中で、大臣も検討してみるとことだつたんですが、

○石破国務大臣 それは重要な視点であつて、別に県境が何が何でも大事だという話じゃなくて、別府県境を越えて連携した方がよっぽど地域の再

合だと分散していかないんですね。秋田市だけ三十万近く、あとは四、五万、合併しましたから八万、九万になつていますけれども、現実には旧市でなければ三、四万の市しかない。

そういう中でいくと、県境整備をいろいろやつているんですが、やはりある程度、便利なところにところというところの中で、分散して県内につくるということが大切だ、こう思つております。

その中で、前に質問しましたけれども、アメリカの制度の中で、州境の中に、それぞれの州がお金を拠出して、また市や町も拠出して、そこで、期成同盟会ではなくて、しつかりとした国からのお金もそこにつぎ込むということができるようになります。

日本は、やはりもちろん、これは通常であれば

国から県へ、県から市へ、国から直接市もあるんですけども、地方創生は、しかしながら、前にも言いましたが、県境というところで、農業でも、量が多い、また例えば同じ作物をつくつているときには、価格勝負なんかも少量だとやはり勝負できない。それから、教育なんかは、もしかすれば、接しているところだと、こちらで学校で人数が足りなくなつた、また隣の接しているところで足りなくなつた、そうすると、遠いところに学校をつくつて、それでわざわざバスを出している、そのところで、両方かなえる近いところで建てれば、それは協力すればできる。それからまた、観光なんかでも同じ山のところで県ごとに争つてはいる、それは少しずつ解決されつつあります。

○村岡委員 これは別に県境だけがいいというわけじゃなくて、県の中で一極集中があると、分散していくときに、その接する県との物流も人的交流も教育も農業も、いろいろな意味で、やはり刺激し合うことによって地方といふのは成長していくべきじゃない。ともすれば、どうしてもその自治体に、あんた何方でも考えると言うけれども、一つだけを考えられないことが、二つの市や三つの市で考えていく、大きな視点で考えていけばこれは変わつてくる、こういうところはぜひ見ていただきたいと思います。

時間が参りましたので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 これにて本審に対する質疑は終局いたしました。

